

令和4年6月13日

御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

御殿場市農業委員会
会長 小宮山 光文

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、御殿場市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

御殿場市においては、市域面積19,490haの32%を占める東富士演習場を除いて、約50%が山林、約20%が農用地であり、自然的土地利用が大きな部分を占めている。

我が国の農業については、近年、産業構造の変化や都市化の進展に伴い、農業従業者の減少や後継者不足が進行し、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。本市でも、厳しい農業環境を背景として、新規就農者は年間数名程度に留まるなど、後継者不足や生産者の高齢化が一層進行するとともに、無秩序な市街地の拡大・拡散や農地のかい廃が進行している。このため、今後より一層、集団的な優良農用地を主体とした農業地域を保全・形成し、効率の高い農業投資を計画的に行うための長期的な土地利用計画や、今後の地域における新たな担い手の確保が重要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業基盤を築くため、法7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくための具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	1, 8 2 0 h a	1 4 h a	0. 8 %
3年後の目標 (令和7年3月)	1, 8 2 0 h a	8 h a	0. 4 %
目 標 (令和10年3月)	1, 8 2 0 h a	2 h a	0. 1 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査並びに農地の利用意向調査（例年8月頃実施）と共に、農業委員会から提供された地図を元に、利用状況調査実施時期以外にも農地パトロールを適宜実施し、違反転用の発生防止・早期発見等を行う。

② 戸別訪問による遊休農地の発生防止について

各地区の農業委員と推進委員が農業委員会事務局からの情報などを参考に年間を通して戸別訪問を行い、遊休農地発生防止に向けた啓発活動を行うと共に、相談業務を行う中で、現状把握を行い、具体的な案件についての発生防止に努める。

また、後継者がいないことが確認できた農業者の農地の所在等を確認し、新規就農や農地の拡大を希望している農家とのマッチングを行う。

③ 利用権設定等の促進について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等による農地の貸借（利用権設定等促進事業）を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

④ 非農地判断について

利用状況調査の結果、調査した農地の再生利用が困難な農地である場合には、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	1, 8 2 0 h a	3 3 8 h a	1 9 %
3年後の目標 (令和7年3月)	1, 8 2 0 h a	6 9 2 h a	3 8 %
目 標 (令和10年3月)	1, 8 2 0 h a	1, 0 4 6 h a	5 7 %

※ 国は、全国の農地の8割を担い手農家に集積する計画を立て、「人・農地プラン」の「実質化」を令和元年度から推進している。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規就農者 (経営体) 数
現 状 (令和4年3月)	5 経営体
3年後の目標 (令和7年3月)	14 経営体
目 標 (令和10年3月)	23 経営体

(2) 新規参入の促進目標

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、JA等と連携することで、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

また、農業委員及び推進委員は、新規参入（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。